

東久留米市工事成績評定結果活用要領

(目的)

第1 この要領は、東久留米市工事成績評定要綱（平成27年東久留米市訓令乙第65号）に基づく工事成績評定結果の活用に関することについて定め、東久留米市が発注する工事（以下「発注工事」という。）の品質の確保と向上を図ることを目的とする。

(評定)

第2 この要領において、工事成績評定に基づく評定区分は、別表のとおりとする。

(優秀工事の公表)

第3 総務部管財課長（以下「管財課長」という。）は、別表で定める評定区分の評定Aの評価を受けた発注工事について、当該発注工事の件名及び受注者名を、優秀な工事を施行したのものとして東久留米市の公式ホームページに公表するものとする。

2 前項の規定による公表期間は、公表した日の翌月の初日から12月とする。

3 第1項の規定に基づき公表の対象となった受注者が、東久留米市競争入札参加資格停止基準（以下「停止基準」という。）に基づく競争入札参加資格停止（以下「資格停止」という。）の措置を受けた場合又は他の発注工事において評定D又はEの評価を受けた場合は、公表しない。既に公表している場合は公表を取り消すものとする。

(改善計画書の提出)

第4 管財課長は、評定D又はEの評価を受けた発注工事の受注者に対して、工事主管課長をして書面又は口頭で注意し、改善計画書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき改善計画書の提出を求めた場合は、その提出がなされるまでの期間、他の発注工事の競争入札に参加させないことができる。

(不良工事に対する措置)

第5 評定Dの評価を受けた発注工事の受注者が、当該工事の完了日から起算して12月の間に他の発注工事で評定Dの評価を受けた場合又は第4に定める改善計画書を提出しない場合は、資格停止の措置を講ずることができる。

2 評定Eの評価を受けた発注工事の受注者について、資格停止の措置を講ずることができる。

3 評定Eの評価を受けた発注工事の受注者が、当該発注工事の完了日から起算して12月の間に他の発注工事で評定D又はEの評価を受けた場合は、停止基準に定める通常の停止期間に加算した期間を定め、資格停止の措置を講ずることができる。評定Dの評価を受けた発注工事の受注者が、当該発注工事の完了日から起算して12月の間に他の発注工事で評定Eの評価を受けた場合も同様とする。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

評定区分	総合評定点（100点満点）	評定の内容
A	80点以上	優秀な工事
B	70点以上80点未満	良好な工事
C	60点以上70点未満	標準的な工事
D	50点以上60点未満	一部改善を要する工事
E	50点未満	全般的に改善を要する工事